

静岡県観光施設整備事業

観光地域高付加価値化整備事業費補助金

官民一体となった観光地域の高付加価値化

～ 稼げる観光産業の実現をめざして ～

インバウンド向け施設改修



ホテル客室の和洋室化

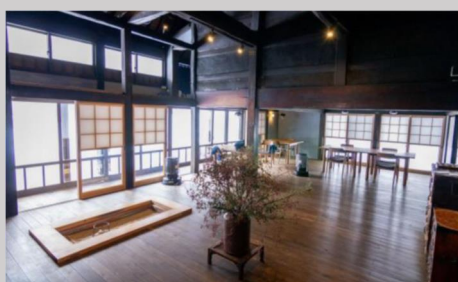


ホテル客室に露天風呂を設置



陶芸販売の店舗に
体験工房を併設

リノベーション



古民家をカフェに改修



ホテル宴会場を
個室ダイニングへ改修



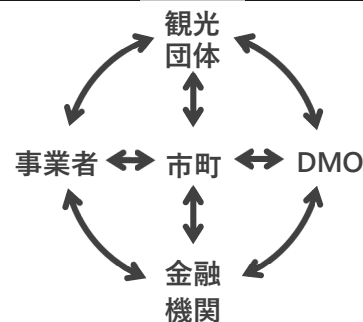
築 100 年超の旧旅館を
飲食・体験などの複合施設に改修

※観光庁事例集より

観光地域高付加価値化整備事業

事業の推進体制

- ・市町が中心となり、宿泊事業者や観光事業者、DMO、金融機関等の複数の事業者（以下、「市町等」）による合意形成のもと、エリア設定、方針決定等を行い、観光地域の高付加価値化に取り組む体制を構築する
- ・市町等は、観光地域高付加価値化整備計画の策定や進捗管理、効果検証を行いながら、観光地域の高付加価値化の着実な進捗を図る



観光地域高付加価値化整備計画の策定

- ・市町は、観光地域高付加価値化整備計画を策定し、県の承認を受ける

【観光地域高付加価値化整備計画】

- ・整備計画の範囲は、「付加価値の高い滞在環境を実現し、滞在の長期化や消費の増加に取り組む、まとまった一定範囲のエリア」とする
- ・計画期間は、最大3年とする
- ・1計画あたり、5つ以上の施設を位置付けるものとする
〔市町（1施設以上必須）＋民間事業者（宿泊施設・観光施設等）
※市町等の観光施設整備、インバウンド向け施設改修、リノベーション〕
- ・地域の現状と課題を的確に把握し、地域特性を踏まえた、地域の具体的な将来像や目標、整備方針等を定める
- ・市町及び宿泊・観光事業者が行う事業について、個別の事業計画及び年次計画を定める
- ・計画期間終了後に、目標の達成状況を判断するための指標を定める
- ・観光資源を結びつけることで、個々の資源の魅力を高め、地域全体の滞在の長期化、消費の増加などを相乗的に高める取組となるよう配慮する



観光地域高付加価値化整備計画イメージ

計画の審査

- ・県は、市町が策定した観光地域高付加価値化整備計画について、審査委員会において審査する。
- ・審査は、市町からの提出書類に基づき行い、申請者によるプレゼンテーション及び質疑応答を行う。
- ・審査委員会における評価は、ア～オに定める5つの審査項目毎に、5点満点で評価し、全審査委員による評価の平均点が15点以上のものを選定対象とする。
- ・県は、審査結果を踏まえて整備計画を承認する。

審査項目

- ア 事業目的の理解
- イ 連携体制
- ウ 高付加価値化・地域全体の魅力向上への寄与度
- エ 経済波及効果・収益性
- オ 事業の実現性・遂行能力

観光地域高付加価値化整備事業

観光施設整備（市町）	・ 市町（政令市を除く）が実施する観光施設整備 観光トイレ、案内サイン、展望台 など
インバウンド向け施設改修	・ 宿泊施設 和洋室化、部屋付露天風呂設置、客室面積の増加を伴う改修 ・ 観光施設 観光地の消費拡大、裨益効果の創出につながる改修
リノベーション	・ 宿泊施設、観光施設、廃屋撤去 遊休建物の活用や用途変更等により、宿泊施設や観光施設の稼ぐ力の向上を図る改修

※「インバウンド向け施設改修」、「リノベーション」は、県内全市町に所在する施設を対象とする

施設の種類		宿泊施設	観光施設	廃屋
対象施設		- 旅館業法に基づく許可を取得済み ホテル、旅館、簡易宿所、下宿営業 * 民泊は対象外 - 国の「宿泊業の高付加価値化のための経営ガイドラインに基づく登録制度」に登録済み、または、1年以内に登録予定	旅行者が毎年一定程度訪れている、または、訪れると推定される施設のうち、次の施設 飲食店、土産物屋、神社、城跡・城郭・宮殿、庭園・公園、動植物園・水族館、博物館・美術館、道の駅等	- 使用がなされていない常態である建築物及びこれに附属する工作物 - 耐用年数を経過し、または、損傷、老朽化が激しく、除去が必要と認められる建築物
インバウンド向け施設改修	内容	「和洋室化」 「部屋付露天風呂設置」 「客室面積の増加」 のいずれかを伴う改修	観光地の消費拡大、裨益効果の創出につながる改修	—
	要件改修例	- 改修により客室単価を5割以上増加させるもの - インバウンド向けのソフト対策^{※1}を実施済み、または、本改修とあわせて実施するもの	インバウンド向けのソフト対策^{※1}を実施済み、または、本改修とあわせて実施するもの 例) 店舗デザイン改修^{※2} (純日本風の外装など) 体験型施設への改修 等	—
リノベーション	内容	遊休建物の活用や用途変更等を行い、宿泊施設に改修	遊休建物の活用や用途変更等を行い、観光施設に改修	観光客誘致を目的とした跡地利用のための廃屋の撤去
	要件改修例	- 不動産登記されている建築物 - 実施主体と所有者の関係が明確であるものに限る 例) 空き家を宿泊施設に改修 宴会場を客室に改修 等	- 不動産登記されている建築物 - 実施主体と所有者の関係が明確であるものに限る 例) 空き家を古民家カフェに改修 等	- 不動産登記されている建築物 - 実施主体と所有者の関係が明確であるものに限る - 跡地について、観光客誘致を目的に利用する計画があるものに限る
補助率		県 1/3 以内 ・ 市町 1/6《市町の制度による》 * 県は、市町が補助する事業に対し補助する		
補助上限 補助下限 (県補助額)	補助上限（1施設あたり） 3,300 万円		補助上限（1施設あたり） 600 万円	補助上限（1施設あたり） 600 万円
	補助下限（1施設あたり） 200 万円		補助下限（1施設あたり） 200 万円	補助下限（1施設あたり） 200 万円

※1 インバウンド向けソフト対策

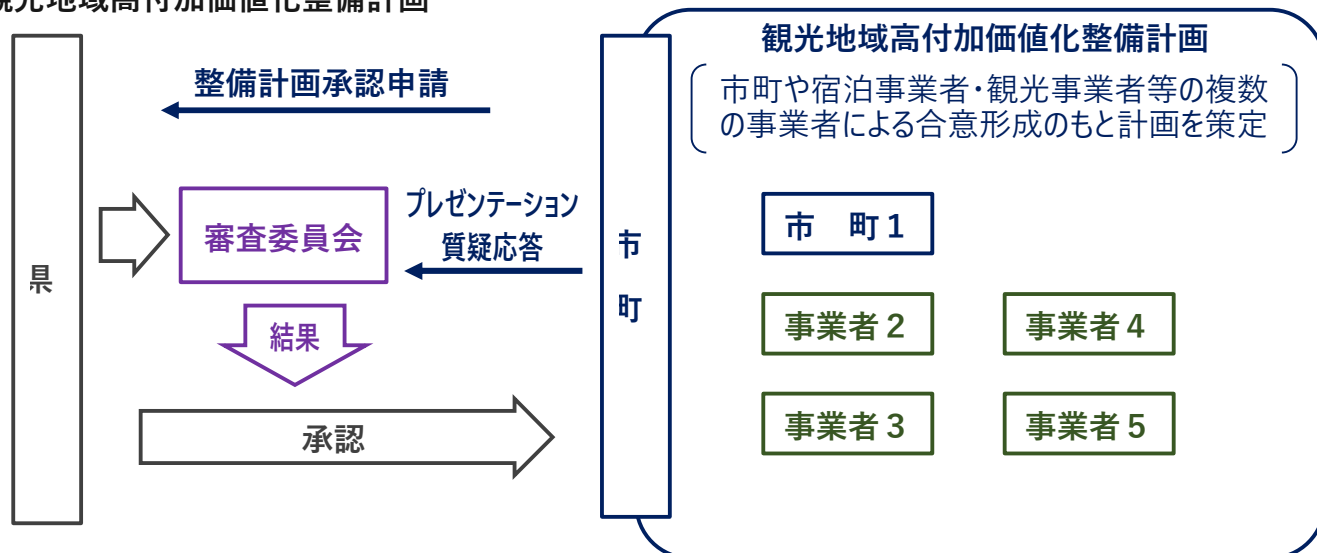
無線 LAN の設置、キャッシュレス化、ロッカー等手荷物預かり設備の導入、多言語対応（利用案内、HP）のうちいずれか

※2 景観に影響する改修を行う場合（外観の改修等）

計画段階で、景観アドバイザーから助言を得て、改修内容に反映させること

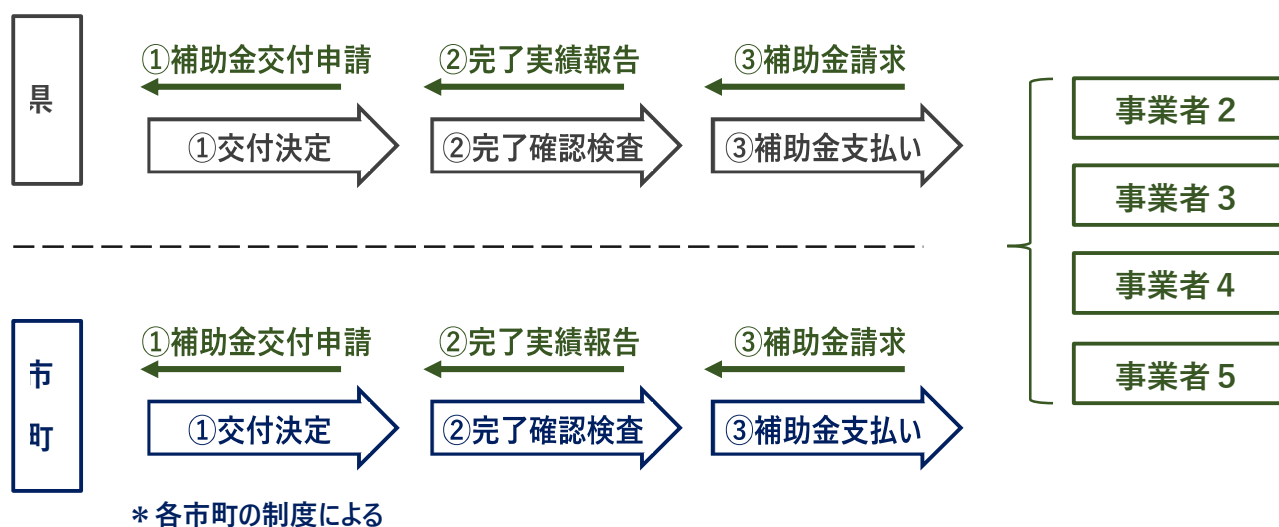
整備計画承認・補助金交付の流れ

I 観光地域高付加価値化整備計画



II 補助金交付等

- ・宿泊事業者、観光事業者に対する補助金は、県と市が同時に、それぞれから直接補助
- ・交付申請書、完了実績報告、請求書などの書類は、各事業者から県・市それぞれに提出



お問合せ先

《市町の補助制度に関すること、事業の実施に関すること》

宿泊施設、観光施設の所在する市町の観光担当課

《県の補助制度に関すること》

静岡県 スポーツ・文化観光部 観光政策課

TEL 054-221-2534

e-mail kankou2@pref.shizuoka.lg.jp